

令和8年9月

保護者の皆さまへ

特定非営利活動法人権太坂キッズサポート

非常災害時（風水害等）における 権太坂小学校放課後キッズクラブでの対応について（お知らせ）

日頃より、権太坂小学校放課後キッズクラブの運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

台風等の風水害発生時や鉄道の計画運休実施時、また施設の被害状況等を踏まえた放課後キッズクラブの閉所に関する基本的な考え方については、これまでも入会のしおり等でお知らせしているところです。

このたび、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、対応方法について御案内しておりましたが、6月に発生した台風第6号、第7号及び第8号への対応状況を踏まえ、横浜市こども青少年局（以下、「横浜市」という。）から改めて対応方針を整理した旨の通知がありました。

つきましては、当該通知の内容を踏まえ、学校長と協議の上、権太坂小学校放課後キッズクラブにおける非常災害時（風水害等）の対応を次のとおり定めましたので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 前日の閉所判断について

台風の接近等に伴い、レベル4相当の気象警報等の発表が見込まれる場合には、横浜市からの要請に基づき、閉所する場合があります。

そのため、台風の接近が見込まれる場合においては、横浜市からの連絡を待つて、前日17時を目途に翌日の閉所・開所の決定を「e-場所システム」にて一斉メールで保護者の皆さまへお知らせいたします。

※状況により「すぐーる配信」を同時に行う場合がございます。

2 当日の閉所判断について

前日に開所すると判断した場合でも、当日に次の警報又は避難情報がクラブ所在地に発表された場合には閉所となります（再開基準あり）。

(1) 学校がある日（平日）

【登校前に当日判断で学校が休校の場合】

基準	対応
レベル5「特別警報」	終日閉所
レベル4「大雨危険警報」	閉所 ＜再開基準＞11時までに解除された場合、 体制が整い次第、すくすく【区分2】のみ 受入れ※2
レベル4「氾濫危険警報」	
レベル4「高潮危険警報」	
レベル4「土砂災害危険警報」	
避難情報（緊急安全確保、避難指示、 高齢者避難のいずれか）※1	
暴風・大雪・暴風雪警報・降灰予報	原則、すくすく【区分2】のみ受入れ※2

【登校後、通常授業の場合】

基準	対応
レベル5「特別警報」	終日閉所
レベル4「大雨危険警報」	学校内で安全な場所を確保したうえで、 原則、すくすく【区分2】のみ受入れ
レベル4「氾濫危険警報」	
レベル4「高潮危険警報」	
レベル4「土砂災害危険警報」	閉所 ＜再開基準＞11時までに解除された場合、体 制が整い次第、すくすく【区分2】のみ受入 れ※2
避難情報（緊急安全確保、避難指示、 高齢者避難のいずれか）※1	
暴風・大雪・暴風雪警報・降灰予報	原則、すくすく【区分2】のみ受入れ※2

なお、学校が臨時で短縮授業の措置をとった場合は、閉所となります。

(2) 学校がない日（土曜日、長期休業日等）

【当日6時時点】

基準	対応
レベル5「特別警報」	終日閉所
レベル4「大雨危険警報」	閉所 ＜再開基準＞11時までに解除された場合、 体制が整い次第、すすく【区分2】のみ 受入れ※2
レベル4「氾濫危険警報」	
レベル4「高潮危険警報」	
レベル4「土砂災害危険警報」	
避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者避難のいずれか）※1	
暴風・大雪・暴風雪警報・降灰予報	原則、すすく【区分2】のみ受入れ※2

※1 避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

横浜市 防災情報ポータル URL : <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

※2 わくわく【区分1】のスポット利用（800円/回）も含みます。

＜参考＞新たな防災気象情報の警戒レベル（横浜地方気象台より）

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

3 公共交通機関の計画運休について 【変更なし】

(1) 公共交通機関の計画運休が発表された場合※3

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休が発表された場合、原則として、利用区分2のみの受入れとします。ただし、児童の安全を考慮し、法人の判断で、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

なお、上記と同様避難情報が出た場合には、児童受入れ前においては閉所とし、既に児童が来所している場合には、避難行動をとります。

(2) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応【変更なし】

公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

※3 「公共交通機関の計画運休の予定が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

4 放課後キッズクラブ内において停電による断水等が発生している場合の対応【変更なし】

気象警報等の解除後の運営の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育できる環境を確認します。ただし、停電による断水や床上浸水、施設の破損等により、児童の安全を確保することが困難な場合は、閉所することとします。